

北海道教育大学と木古内町との相互協力協定書

北海道教育大学と木古内町は、教育、文化、学術及び地域振興に関する各分野の協力関係を深めるため、この相互協力協定を締結する。

第1条 両者は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) へき地・小規模校教育の振興及びへき地校体験実習の受入れに関すること
- (2) 学校教育における教育支援に関すること
- (3) 生涯学習に関すること
- (4) 地域文化、スポーツ、芸術の振興と創造に関すること
- (5) 施設の相互利用に関すること
- (6) 地域づくりや地域発展に関すること
- (7) 地域福祉や環境問題に関すること
- (8) 産学官の連携による地域産業の振興に関すること
- (9) その他両者の協議により定める事項

第2条 この協定による協力の形式、成果の利用条件等、協力事項の細目については、双方が協議して定めるものとする。

第3条 この協定は両者が署名した日に発効し、3年間に限り有効とする。ただし、両者のいずれからも異議の申し出がない場合は、3年ごとに自動的に更新される。

本協定は2通作成され、両者が署名のうえ、各1通を保管する。

令和7年6月3日

北海道教育大学長

木古内町長

木古内町と北海道教育大学との相互協力協定書

木古内町と北海道教育大学は、教育、文化、学術及び地域振興に関する各分野の協力関係を深めるため、この相互協力協定を締結する。

第1条 両者は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) へき地・小規模校教育の振興及びへき地校体験実習の受入れに関すること
- (2) 学校教育における教育支援に関すること
- (3) 生涯学習に関すること
- (4) 地域文化、スポーツ、芸術の振興と創造に関すること
- (5) 施設の相互利用に関すること
- (6) 地域づくりや地域発展に関すること
- (7) 地域福祉や環境問題に関すること
- (8) 産学官の連携による地域産業の振興に関すること
- (9) その他両者の協議により定める事項

第2条 この協定による協力の形式、成果の利用条件等、協力事項の細目については、双方が協議して定めるものとする。

第3条 この協定は両者が署名した日に発効し、3年間に限り有効とする。ただし、両者のいずれからも異議の申し出がない場合は、3年ごとに自動的に更新される。

本協定は2通作成され、両者が署名のうえ、各1通を保管する。

令和7年6月3日

木古内町長

北海道教育大学長